

■ 計画建物のデータを入力する。

1 条件入力

- ① 地域の入力 : 「駐車場整備地区」か、「周辺地区・自動車ふくそう地区」を選択する。
- ② 地区の入力 : 「特別区の区域」か、「市の区域」を選択する。
- ③ 建築物の用途種類 : 建築物が「単体」の用途構成なのか、いろいろな用途の「複合」の用途の構成なかを選択する。(図-1) 参照

- ・ 単体用途とは、下記のA・B・C・D・Eがそれぞれ単独の用途の場合を意味する。
非特定用途の場合は、1種類の「非特定用途」や、複数の「非特定用途」の場合で**非特定用途のみ**で構成されている場合は、Aを選択する。

特定用途の場合は、「事務所のみ」は、Bを選択し、「百貨店その他の店舗のみ」は、Cを選択し、「倉庫のみ」は、Dを選択する。

B・C・D以外の1種類の「特定用途」や、複数の「特定用途」の複合構成の場合は、Eを選択します。(非特定用途は、含まず。例：事務所と倉庫の複合)

- 「(A：非特定用途[共同住宅等])」
- 「(B：特定用途[事務所])」
- 「(C：特定用途[百貨店その他の店舗])」
- 「(D：特定用途[倉庫])」
- 「(E：特定用途[ABC D以外])」

- ・ 複合用途とは、「非特定用途」と「特定用途」の複合を意味する。
(例：共同住宅と事務所の複合)

archi navi ■ 東京都駐車場条例 ■ 駐車場附置義務枚数算定 荷捌き駐車施設附置算定
平成19年現在施行

HOME

↓条件入力↓

① ☆地 域☆ 地域選択 [駐車場整備地区、周辺地区・自動車ふくそう地区、特別区と、東京都23区以外、市の区域は、特別区以外含む]

② ☆地 区☆ 区域の選択 [特別区と、東京都23区以外、市の区域は、特別区以外含む]

③ ☆建築物の用途の種類☆ 建築物の用途の種類を選択 [単体用途の場合は、下記ABC Dのどれか1項目を選択してください]

上記3項目のセット・用途面積のセット

↓床面積入力↓

④ ☆建築物用途☆ ☆用途別面積☆ (建築物が複合用途の場合は、空欄には、数値の0を記入)

A: 非特定用途(共同住宅等)	0	m ² (特定用途以外の用途「共同住宅・専門学校等」の面積)
B: 特定用途(事務所)	0	m ² (事務所部分のみの面積)
C: 特定用途(百貨店その他の店舗)	0	m ² (連続式店舗500m ² 以下(東京都安全条例第25条)を含む)
D: 特定用途(倉庫)	0	m ²
E: 特定用途(A・B・C・D以外)	0	m ²

・ 特定用途は、劇場、映画館、演習場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、ボート場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫若しくは工場又は、これらの二以上のものをいう

・ 非特定用途は、特定用途以外の用途をいう

・ 用途別面積は、自動車及び自転車の駐車に用いられる部分を除く

設置義務の判定

■ 駐車場設置義務の判定 →

■ 荷捌き施設設置義務の判定 →

判定結果のレポートを作成する リセットする

- ④ データのセット
①、②、③を選択して、「上記3項目のセット・用途面積のセット」のボタンをクリックする。
(このボタンにより、3項目に対応した用途面積入力欄が決まる。)

注) ①、②、③のデータを変更した場合は、必ず④のボタンをクリックして、データのセットをすること。

(図-1)

2 床面積入力

④ 用途別面積の入力 : 床面積を入力する。(図-2) 参照

・建物の用途種類が単体用途の場合は、選択した用途の部分のみ面積入力が可能となる。

・建物の用途種類が複合用途の場合は、全てに面積入力

④

可能となるので、必要な用途部分に面積入力し、不必要な用途部分は、0 (ゼロ) m²とする。

以上で入力は、完了です。
(図-2の) 状態で入力 完了です。

archi navi ■ 東京都駐車場条例 ■ 駐車場附置義務台数算定 荷捌き駐車施設附置算定
平成19年現在施行

HOME

↓条件入力↓

☆地 域☆ 駐車場整備地区 (駐車場整備地区は、商業地域・近隣商業地域を含む)
☆地 区☆ 特別区の区域 (特別区とは、東京都23区をい、市の区域は、特別区以外をい)

☆建物の用途の種類☆ 単独(A:非特定用途[共同住宅等]) (単独用途の場合は、下記ABCDのどれか1項目を選択してください)

上記3項目のセット・用途面積のセット

↓床面積入力↓

☆建物用途☆	☆用途別面積☆ (建物が複合用途の場合は、空欄には、数値の0を記入)	
A: 非特定用途 (共同住宅等)	5555.55	m ² (特定用途以外の用途「共同住宅・専門学校等」の面積)
B: 特定用途① (事務所)	0	m ² (事務所部分のみの面積)
C: 特定用途② (百貨店その他の店舗)	0	m ² (連続店舗500m ² 以下(東京都安全条例第25条)を含む)
D: 特定用途③ (倉庫)	0	m ²
E: 特定用途④ (A・B・C・D以外)	0	m ²

・特定用途は、劇場、映画館、演習場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、ボウリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫若しくは工場又は、これらの二以上のものをい
・非特定用途は、特定用途以外の用途をい
・用途別面積は、自動車及び自転車の駐車に供する部分を除く

設置義務の判定

■ 駐車施設設置義務の判定 →

■ 荷捌き施設設置義務の判定 →

判定結果のレポートを作成する リセットする

(図-2)

後は、ボタンをクリックしていけば、結果が得られます。

■ 設置義務の判定結果を出す。

3 設置義務の判定

⑤ 「設置義務の判定」ボタンをクリックします。

⑥ 判定結果が表示されます。
(図-3) 参照

⑦ 「リセットする」ボタンは、全ての入力データを初期値に戻します。

archi navi ■ 東京都駐車場条例 ■ 駐車場附置義務台数算定 荷捌き駐車施設附置算定
平成19年現在施行

HOME

↓条件入力↓

☆地 域☆ 駐車場整備地区 (駐車場整備地区は、商業地域・近隣商業地域を含む)
☆地 区☆ 特別区の区域 (特別区とは、東京都23区をい、市の区域は、特別区以外をい)

☆建物の用途の種類☆ 単独(A:非特定用途[共同住宅等]) (単独用途の場合は、下記ABCDのどれか1項目を選択してください)

上記3項目のセット・用途面積のセット

↓床面積入力↓

☆建物用途☆	☆用途別面積☆ (建物が複合用途の場合は、空欄には、数値の0を記入)	
A: 非特定用途 (共同住宅等)	5555.55	m ² (特定用途以外の用途「共同住宅・専門学校等」の面積)
B: 特定用途① (事務所)	0	m ² (事務所部分のみの面積)
C: 特定用途② (百貨店その他の店舗)	0	m ² (連続店舗500m ² 以下(東京都安全条例第25条)を含む)
D: 特定用途③ (倉庫)	0	m ²
E: 特定用途④ (A・B・C・D以外)	0	m ²

・特定用途は、劇場、映画館、演習場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、ボウリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫若しくは工場又は、これらの二以上のものをい
・非特定用途は、特定用途以外の用途をい
・用途別面積は、自動車及び自転車の駐車に供する部分を除く

設置義務の判定

■ 駐車施設設置義務の判定 → 設置義務・有り・[A単独用途]

■ 荷捌き施設設置義務の判定 → 荷捌き設置義務・無し

判定結果のレポートを作成する リセットする

(図-3)

⑦

■ 判定結果レポートを作成する。

4 判定結果レポートの作成

- ⑧ 「判定結果レポートを作成する」ボタンをクリックします。
 料金必要表示が出ます。
 (ここでは、まだ料金は、かかりません)



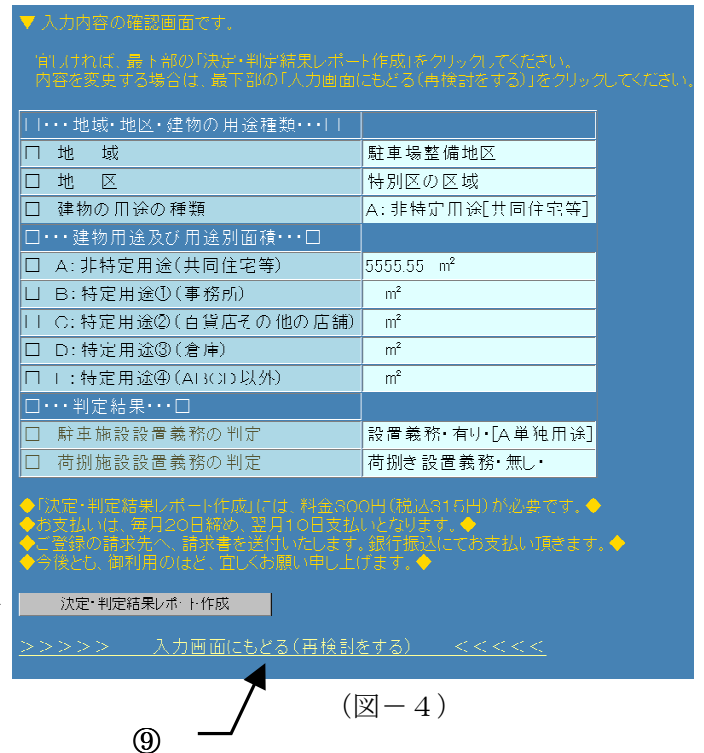
(図-4)

5 判定結果レポートの作成2

入力確認画面が出ます。ここで内容を再確認します。(ここでは、まだ料金は、かかりません)

- ⑨ 「入力画面にもどる(再検討をする)」ボタンをクリックすると、入力画面にもどるので、①～⑨までの作業を繰り返すことができます。

(ここまでは、何回繰り返しても、無料です)



(図-4)

6 判定結果レポートの確認及び、転送

- ⑩ 「決定・判定結果レポート作成」ボタンをクリックします。

(料金が、かかります。)

画面にて「決定・判定結果レポート」を確認できます。(参考画面 下図参照)
 自動で「決定・判定結果レポート」をご登録メールアドレスに転送します。(参考画面 下図参照)

□ 単独用途 □ 特定用途の場合の表示と転送データ

▼ 最終画面のイメージ ▼ (図-5)

■ 東京都駐車場条例 駐車施設及び荷捌施設算定 ■

■ 条件 ■

□ 地域・地区・建物の用途種類	
・地 域	駐車場整備地区
・地 区	特別区の区域
・建物の用途の種類	C:特定用途[百貨店その他の店舗]
□ 建物用途及び用途別面積(※1)	
・C:特定用途②(百貨店その他の店舗)	5555.55 m ²

(※1)用途別面積は、自動車及び自転車の駐車のために供する部分を除く。

■ 判定結果 ■

◇ 駐車施設設置義務の判定	対象建築物の面積が、1500m ² を超える。[C単独用途]によって、設置義務・有り[C単独用途]
◇ 駐車施設激変緩和と適用の判定	対象建築物の延べ面積が、6000m ² に満たない。[C単独用途]によって、激変緩和・有り[C単独用途]
・駐車施設激変緩和係数(※2)	0.98
○ 荷捌施設設置義務の判定	対象建築物の面積が、2000m ² を超える。[荷捌き]によって、荷捌き設置義務・有り
○ 荷捌施設激変緩和と適用の判定	対象建築物の延べ面積が、6000m ² に満たない。[荷捌き]によって、激変緩和・有り[荷捌き]
・激変緩和係数(※3)	0.96

■ 台数結果 ■

◇ 駐 車 台 数 =====>	22台
◇ 荷 捌 台 数 =====>	3台

□ 台数内訳 □

・普通車用車室	3台
・小型車用車室	15台
・障害者用車室	1台
・荷捌車室(普通車車室の内数)	3台

◆ 駐車施設 算定式 ◆
 条件より、250m²以内ごとに1台必要。[C単独用途]
 $5555.55m^2 \div 250m^2 = 22.23$ 台
 激変緩和係数 = 0.98
 $22.23台 \times 0.98 = 21.79$ 台
 必要台数(切上げ) = 22台

(台数内訳)
 ・台数の30% → $22台 \times 0.3 = 7$ 台(切上げ)
 ・障害者用台数 → 1台以上必要なので = 1台
 ・荷捌き用台数 → 下記算定式より = 3台
 ・普通車用台数 → 7台 - 1台 = 6台 = 3台
 ・小型車用台数 → 22台 - 7台 = 15台

注)算定結果台数が、2台未満の場合は、2台とする。
 少数点以下3桁目を切り上げ、小数点以下2桁目で計算し、最後に切り上げ。

● 荷捌施設 算定式 ●
 条件より、2500m²以内ごとに1台必要。[C用途]
 $5555.55m^2 \div 2500m^2 = 2.23$ 台
 激変緩和係数 = 0.96
 $2.23台 \times 0.96 = 2.15$ 台
 必要台数(切上げ) = 3台

注)算定結果台数が、10台以上の場合は、10台とする。
 少数点以下3桁目を切り上げ、小数点以下2桁目で計算し、最後に切り上げ。

(※2) 激変緩和係数(駐車場施設)
 ・駐車場整備地区等の場合
 $1 - ((1500 \times (6000 - \text{延べ面積})) / (6000 \times (\text{特定用途面積} - \text{非特定用途面積} \times 3/4) - 1500 \times \text{延べ面積}))$
 ・周辺地区等の場合
 $1 - ((6000 - \text{延べ面積}) / (2 \times \text{延べ面積}))$ の式にて算定。

(※3) 激変緩和係数(荷捌施設)
 ・駐車場整備地区等の場合
 $1 - ((6000 - \text{延べ面積}) / (2 \times \text{延べ面積}))$
 ・周辺地区等の場合
 $1 - ((6000 - \text{延べ面積}) / (\text{延べ面積}))$ の式にて算定。

> 入力画面にもどる(再検討をする) < | > ホームページトップにもどる <

▼ 自動返信メールのイメージ ▼ (図-6)

■ 東京都駐車場条例 駐車施設及び荷捌施設算定 ■

■ 条件 ■

□ 地域・地区・建物の用途種類

・地 域 = 駐車場整備地区

・地 区 = 特別区の区域

・建物の用途の種類 = C:特定用途[百貨店その他の店舗]

□ 建物用途及び用途別面積(※1)

・C:特定用途②(百貨店その他の店舗) = 5555.55 m²

(※1)用途別面積は、自動車及び自転車の駐車のために供する部分を除く。

■ 判定結果 ■

◇ 駐車施設設置義務の判定 = 対象建築物の面積が、1500m²を超える。[C単独用途]によって、設置義務・有り[C単独用途]

◇ 駐車施設激変緩和と適用の判定 = 対象建築物の延べ面積が、6000m²に満たない。[C単独用途]によって、激変緩和・有り[C単独用途]

・駐車施設激変緩和係数(※2) = 0.98

○ 荷捌施設設置義務の判定 = 対象建築物の面積が、2000m²を超える。[荷捌き]によって、荷捌き設置義務・有り

○ 荷捌施設激変緩和と適用の判定 = 対象建築物の延べ面積が、6000m²に満たない。[荷捌き]によって、激変緩和・有り[荷捌き]

・激変緩和係数(※3) = 0.96

■ 台数結果 ■

◇ 駐 車 台 数 =====> 22台

◇ 荷 捌 台 数 =====> 3台

□ 台数内訳 □

・普通車用車室 3台

・小型車用車室 15台

・障害者用車室 1台

・荷捌車室(普通車車室の内数) 3台

◆ 駐車施設 算定式 ◆
 条件より、250m²以内ごとに1台必要。[C単独用途]
 $5555.55m^2 \div 250m^2 = 22.23$ 台
 激変緩和係数 = 0.98
 $22.23台 \times 0.98 = 21.79$ 台
 必要台数(切上げ) = 22台

(台数内訳)
 ・台数の30% → $22台 \times 0.3 = 7$ 台
 ・障害者用台数 → 1台以上必要なので = 1台
 ・荷捌き用台数 → 下記算定式より = 3台
 ・普通車用台数 → 7台 - 1台 = 6台 = 3台
 ・小型車用台数 → 22台 - 7台 = 15台

注)算定結果台数が、2台未満の場合は、2台とする。
 少数点以下3桁目を切り上げ、小数点以下2桁目で計算し、最後に切り上げ。

● 荷捌施設 算定式 ●
 条件より、2500m²以内ごとに1台必要。[C用途]
 $5555.55m^2 \div 2500m^2 = 2.23$ 台
 激変緩和係数 = 0.96
 $2.23台 \times 0.96 = 2.15$ 台
 必要台数(切上げ) = 3台

注)算定結果台数が、10台以上の場合は、10台とする。
 少数点以下3桁目を切り上げ、小数点以下2桁目で計算し、最後に切り上げ。

(※2) 激変緩和係数(駐車場施設)
 ・駐車場整備地区等の場合
 $1 - ((1500 \times (6000 - \text{延べ面積})) / (6000 \times (\text{特定用途面積} - \text{非特定用途面積} \times 3/4) - 1500 \times \text{延べ面積}))$
 ・周辺地区等の場合
 $1 - ((6000 - \text{延べ面積}) / (2 \times \text{延べ面積}))$ の式にて算定。

(※3) 激変緩和係数(荷捌施設)
 ・駐車場整備地区等の場合
 $1 - ((6000 - \text{延べ面積}) / (2 \times \text{延べ面積}))$
 ・周辺地区等の場合
 $1 - ((6000 - \text{延べ面積}) / (\text{延べ面積}))$ の式にて算定。

▼ 自動返信メールのイメージ ▼ (図-6) は、テキスト形式の為、Excel・Word・CAD等に自由に、貼付け編集が可能。